(四)　会社等別国際最低課税額の計算
グループ国際最低課税額のうち、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（我が国を所在地国とするものを除く。）又はその特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等（我が国を所在地国とするものを除く。）に配賦される会社等別国際最低課税額の計算の細目を定める。（第一五五条の三六関係）

(五)　帰属割合の計算等
特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等又はその特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に係る会社等別国際最低課税額のうち、その特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人に帰せられる割合の計算等の細目を定める。（第一五五条の三七関係）

(六)　国別グループ純所得の金額から控除する金額等
当期国別国際最低課税額について、国別グループ純所得の金額から控除する給与その他の一定の費用の額及び有形固定資産その他の一定の資産の額の細目並びに国別実効税率の計算において過去対象会計年度から繰り越される国別調整後対象租税額等の細目を定める。（第一五五条の三八、第一五五条の三九、第一五五条の四三、第一五五条の四六、第一五五条の四七及び第一五五条の五〇関係）

(七)　再計算国別国際最低課税額等
再計算国別国際最低課税額について、過去対象会計年度に係る再計算当期国別国際最低課税額から当該過去対象会計年度に係る当期国別国際最低課税額を控除した残額とする等、再計算国別国際最低課税額等の細目を定める。（第一五五条の四〇、第一五五条の四一、第一五五条の四四、第一五五条の四八及び第一五五条の五一関係）

(八)　未分配所得国際最低課税額
未分配所得国際最低課税額について、対象各種投資会社等の各対象株主等に係る株主等別未分配額の合計額とする等、未分配所得国際最低課税額の細目を定める。（第一五五条の四二、第一五五条の四五、第一五五条の四九及び第一五五条の五二関係）

(九)　各種投資会社等に係る国際最低課税額の計算の特例
構成会社等が各種投資会社等に該当する場合のその構成会社等の所在地国における国別実効税率、当期国別国際最低課税額、会社等別国際最低課税額等の計算方法を定める。（第一五五条の五三関係）

(一〇)　適用免除基準等
適用免除基準について収入金額の平均額及び利益又は損失の額の平均額の計算の細目を定めるほか、除外会社等に関する特例等の細目等を定める。（第一五五条の五四～第一五六条関係）

(一一)　特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供
特定多国籍企業グループ等報告事項等の細目及びその提供義務が免除される場合の細目を定める。（第二一二条関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇地方法人税法施行令の一部を改正する政令（政令第二〇九号）（財務省）

1　特定基準法人税額に対する地方法人税に関する電子情報処理組織による申告の特例について、本特例による申告が納税申告書により行われたものとみなされる法令等の細目を定めるほか、所要の措置を講ずることとした。（第二条及び第一三条の二関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇国税通則法施行令の一部を改正する政令（政令第二一〇号）（財務省）

1　国税の納税に関する証明書において証明する事項の範囲に、法人の各対象会計年度の課税標準国際最低課税額を加えることとした。（第四一条関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第二一一号）（財務省）

1　所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）の一部の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（第二七条の四、第二七条の一四、第三八条、第三九条の一一及び第三九条の一二の二関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令（政令第二一二号）（公正取引委員会）

1　公正取引委員会に出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人に支給する日当の一日当たりの額の上限を、参考人については八、〇五〇円から八、一〇〇円に、鑑定人については七、六五〇円から七、七〇〇円にそれぞれ引き上げることとした。（第二条第二項関係）

2　この政令は、令和五年七月一日から施行することとした。

◇金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令（政令第二一三号）（金融庁）

1　参考人の日当の最高額を八、〇五〇円から八、一〇〇円に、鑑定人の日当の最高額を七、六五〇円から七、七〇〇円に、それぞれ引き上げることとした。（第二条第二項関係）

2　この政令は、令和五年七月一日から施行することとした。

◇公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令（政令第二一四号）（金融庁）

1　参考人の日当の最高額を八、〇五〇円から八、一〇〇円に、鑑定人の日当の最高額を七、六五〇円から七、七〇〇円に、それぞれ引き上げることとした。（第二条第二項関係）

2　この政令は、令和五年七月一日から施行することとした。

◇電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令（政令第二一五号）（総務省）

1　電波監理審議会の審理に出頭を求められた参考人が受ける日当の額の上限を八、〇五〇円から八、一〇〇円に引き上げることとした。（第三条関係）

2　この政令は、令和五年七月一日から施行することとした。